

(別紙)

「食品表示基準について」(新旧対照表)

改正後(新)	改正前(旧)
食品表示基準について(平成27年3月30日消食表第139号)	食品表示基準について(平成27年3月30日消食表第139号)
(総則関係) (略)	(総則関係) (略)
(加工食品)	(加工食品)
1～3 (略)	1～3 (略)
4 任意表示	4 任意表示
(1) 栄養機能食品に係る栄養成分の機能	(1) 栄養機能食品に係る栄養成分の機能
<u>① 表示内容の主旨が同じものであっても食品表示基準別表第11で定める栄養成分の機能及び摂取をする上での注意事項に変化を加えたり、省略したりすることは認められない。</u>	表示内容の主旨が同じものであっても食品表示基準別表第11で定める栄養成分の機能及び摂取をする上での注意事項に変化を加えたり、省略したりすることは認められない。
なお、一つの食品で二つ以上の栄養成分について <u>栄養成分の機能</u> や <u>摂取をする上での注意事項</u> を表示する際、当該 <u>栄養成分の機能</u> や <u>摂取をする上での注意事項</u> が同一の場合にはまとめて記載しても差し支えない <u>(例1及び例2)</u> 。	なお、一つの食品で二つ以上の栄養成分について <u>栄養機能表示</u> や <u>注意喚起表示</u> を行う際、当該 <u>栄養機能表示</u> や <u>注意喚起表示</u> が同一の場合にはまとめて記載しても差し支えない <u>(例1)</u> 。
また、一つの栄養成分に二つ以上の <u>栄養成分の機能</u> があり、かつ、 <u>文末表現が同一の場合は</u> 、次のようにまとめて表示することで差し支えない <u>(例3)</u> 。	また、一つの栄養成分に二つ以上の <u>栄養機能表示</u> がある場合には、次のようにまとめて表示することで差し支えない <u>(例2)</u> 。
<u>(例1) 一つの食品で二つ以上の栄養成分について栄養成分の機能を表示する場合(パントテン酸、ビタミンB₁及びビタミンB₂の栄養機能</u>	<u>(例1) ナイアシン、ビオチン及びビタミンB₂は、皮膚や粘膜の健康維持を助</u>

食品の例)

パントテン酸、ビタミン B₁ 及びビタミン B₂ は、エネルギーを作るのを助ける栄養素のひとつです。

ビタミン B₂ は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素のひとつです。

(例 2) 一つの食品で二つ以上の栄養成分について摂取をする上での注意

事項を表示する場合

(i) ビタミン A、ビタミン C 及びビタミン K の栄養機能食品の例

本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。妊娠三か月以内又は妊娠を希望する女性は、ビタミン A の過剰摂取にならないよう注意してください。血液凝固阻止薬を服用している方は本品の摂取を避けてください。

(ii) 亜鉛及びマグネシウムの栄養機能食品の例

本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。亜鉛の摂り過ぎは、銅の吸収を阻害するおそれがありますので、過剰摂取にならないよう注意してください。マグネシウムを多量に摂取すると軟便（下痢）になることがあります。一日の摂取目安量を守ってください。乳幼児・小児は本品の摂取を避けてください。

(例 3) 一つの栄養成分に二つ以上の栄養成分の機能がある場合（ビタミン C の栄養機能食品の例）

ビタミン C は、抗酸化作用により細胞を保護するのを助ける栄養素のひとつです。

ビタミン C は、皮膚や粘膜、骨、血管のコラーゲン合成を助けるとともに、鉄の吸収を助ける栄養素です。

複数の栄養機能食品を摂取することによる過剰リスクを防ぐため、機

ける栄養素です。

(例 2)

ビタミン A は、夜間の視力維持を助けるとともに、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。

(加える。)

複数の栄養機能食品を摂取することによる過剰リスクを防ぐため、機

能を表示しない栄養成分であっても、強化されているものは積極的にその含有量を表示することが望ましい。

② 「栄養素等表示基準値の対象年齢及び基準熱量に関する文言」とは、「栄養素等表示基準値（18歳以上、基準熱量 2,200kcal）」その他これに類する文言とする。令和7年4月1日改正後の栄養素等表示基準値に関する表示をする場合、従前の基準と区別するために、「栄養素等表示基準値（2025）」等、日本人の食事摂取基準（2025年版）を基にしていることが分かるような表示とすることが望ましい。

③ 必要的表示事項である栄養素等表示基準値に対する割合、栄養素等表示基準値の対象年齢及び基準熱量に関する文言を表示した上で、小児や月経ありの女性等、特定の性・年齢階級を対象とした食事摂取基準を任意で表示することは差し支えない。その場合、出典を明記すること。

④ 栄養機能食品の基準を満たしているか否かは販売時に判断するものであるが、販売時に栄養機能食品の基準を満たすものであっても、摂取時に栄養機能食品の基準を満たさなくなる食品に栄養成分の機能を表示することは望ましくない。

（2）～（4） （略）

5～7 （略）

（生鮮食品）～（附則） （略）

能を表示しない栄養成分であっても、強化されているものは積極的にその含有量を表示することが望ましい。

「栄養素等表示基準値の対象年齢及び基準熱量に関する文言」とは、「栄養素等表示基準値（18歳以上、基準熱量 2,200kcal）」その他これに類する文言とする。令和7年4月1日改正後の栄養素等表示基準値に関する表示をする場合、従前の基準と区別するために、「栄養素等表示基準値（2025）」等、日本人の食事摂取基準（2025年版）を基にしていることが分かるような表示とすることが望ましい。

必要的表示事項である栄養素等表示基準値に対する割合、栄養素等表示基準値の対象年齢及び基準熱量に関する文言を表示した上で、小児や月経ありの女性等、特定の性・年齢階級を対象とした食事摂取基準を任意で表示することは差し支えない。その場合、出典を明記すること。

栄養機能食品の基準を満たしているか否かは販売時に判断するものであるが、販売時に栄養機能食品の基準を満たすものであっても、摂取時に栄養機能食品の基準を満たさなくなる食品に栄養成分の機能を表示することは望ましくない。

（2）～（4） （略）

5～7 （略）

（生鮮食品）～（附則） （略）